

## 第10期熊本県地球温暖化防止活動推進員取扱要領

### 1 推進員の人数

- (1) 第10期熊本県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の人数は、90人を上限とする。
- (2) 市町村の推薦により委嘱する者は、熊本県地球温暖化防止活動推進員設置要項（以下「設置要項」という。）に規定する推進員の要件を満たしている者で、熊本市在住者を除く。推薦人数は、人口が3万人以上の市町村は3万人につき原則1人、3万人未満の市町村は1市町村につき1人とするが、市町村が推薦者の増員を希望する場合は、この限りではない。
- (3) 自薦による公募により委嘱する者は、設置要項に規定する推進員の要件を満たし、かつ、民間団体等での活動実績がある者とし、市町村の区域にかかわらず広域的に活動できる者を優先して必要数委嘱する。

### 2 委嘱期間

平成31年（2019年）4月1日以降の委嘱日から平成34年（2022年）3月31日まで、最長3年とする。

### 3 県による活動支援

県は、次のことを通して推進員の活動を支援する。

- (1) 地球温暖化対策に関する情報を提供する。
- (2) 推進員が行う普及啓発活動等に必要な資料等を配布又は貸与する。
- (3) 地域で開催される会合、研修会等で推進員活動が可能なものの情報を提供する。
- (4) 予算の範囲内で推進員活動に関する謝金を支給する。
- (5) 推進員活動に関するボランティア保険の加入手続きを行い、保険経費を負担する。

#### 附則

この要領は、平成31年（2019年）2月13日から施行する。